



島根県報

令和3年4月6日（火）

第 197 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-------------|---|
| 指定代理納付者に係る事項の変更 | (政策企画監室) | 2 |
| 広域連合の規約変更の届出 | (市 町 村 課) | 2 |
| 補助金等交付規則第3条の規定により産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の交付の対象等を定める告示 | (廃棄物対策課) | 2 |
| 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の申請受付及び支払に関連した事務の委託の解除 | (健康福祉総務課) | 3 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | (地 域 福 祉 課) | 4 |
| 補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示 | (観 光 振 興 課) | 4 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 | (中 小 企 業 課) | 5 |
| 都市計画変更の図書の縦覧 | (都 市 計 画 課) | 7 |

【公 告】

| | | |
|-------------------------------|-------------------|----|
| 令和3年度島根県狩猟免許試験の実施 | (農林水産総務課) | 7 |
| 狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催 | (") | 9 |
| 都市計画変更の図書の縦覧 | (都 市 計 画 課) | 12 |

【特定調達公告】

| | | |
|---|---------|----|
| 島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等 | (病 院 局) | 12 |
|---|---------|----|

【公安告示】

| | | |
|-------------------|-----------|----|
| 警備業務に係る検定合格者審査の実施 | (警 察 本 部) | 12 |
|-------------------|-----------|----|

告 示**島根県告示第270号**

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により令和2年島根県告示第261号で告示した事項に変更があったので、同条の規定により告示する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 変更があった事項
指定代理納付者の主たる事務所の所在地
(変更前) 東京都目黒区青葉台3-6-28
(変更後) 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

島根県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、令和3年3月26日付けで雲南広域連合の規約の変更の届出を受理したので、同条第5項の規定により告示する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第272号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第191号）は、廃止する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 補助金の名称
産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金
- 2 補助金の交付の目的
県内で事業を行う事業者が産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設及び設備を県内で整備するために要する費用の一部について補助金を交付し、もって環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指し、県内の産業廃棄物の発生抑制及び資源の循環的な利用を促進することを目的とする。
- 3 補助金の交付の対象となる者
県内に事業所を有する事業者であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当しない者
- 4 補助金の交付の対象となる事業
次のいずれかに該当する事業

- (1) 県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい及びばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルに係る施設又は設備（以下「施設等」という。）の整備事業で次のいずれにも該当するもの
- ア 県内に施設等を設置するものであり、原則として他で使用された施設等でないこと。
 - イ 移動破碎等の処理のみに使用するものでないこと。
 - ウ 発生抑制、減量化又はリサイクルの効果が高いと認められること。
 - エ 設置する地域にとって必要性が高いと認められること。
 - オ 施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。
 - カ 施設等で取り扱う産業廃棄物は、その重量の2分の1以上が県内で排出されるものであり、その処理量が確保されることが確実であること。
 - キ 事業の実施に際し法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可が必要となる場合又は法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の規定による許可が必要となる者若しくは許可を受けている者が事業の用に供するために施設を設置する場合は、交付申請時においてその許可を受け、又は島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）第6条第1項の規定による事前協議若しくは松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成30年松江市告示第12号）第5条第1項の規定による事前協議が終了していること。
 - ク 補助事業を安定的かつ継続的に実施できる見通しがあること。
- (2) がれき類の破碎施設の整備事業であって、(1)のアからクまでのいずれにも該当するもの
- (3) 木くずの破碎施設の整備事業であって、(1)のアからクまでのいずれにも該当するもの

5 補助対象経費

機械装置費及び設置工事費のうち知事が必要と認める額

6 補助金の額

補助対象経費に3分の1を乗じて算出した額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合にあつては、これを切り捨てた額）以内とし、2,000万円（複合的な施設（複数の機能を有する施設）に係るものにあつては、3,000万円）を上限とする。

島根県告示第273号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸山達也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づく新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の申請受付及び支払に関連した事務（県が医療機関等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除く。）

3 委託の解除年月日

令和3年3月31日

島根県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業 者 | | 廃止する事業 | 事業 所 | | 廃止年月日 |
|---------------|----------------|------------------|-------------|--------------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人 慈光会 | 大田市温泉津町上村461番地 | 認知症対応型共同生活介護 | 湯の郷苑グループホーム | 大田市温泉津町 福光イ85-9 | 令和2年12月31日 |
| | | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | だんらん | | |
| | | | | | |

島根県告示第275号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成31年島根県告示第273号）は、廃止する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

外国人観光客誘致事業補助金

2 交付の目的

外国人観光客の誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客の誘致のための基盤づくり及び外国人観光客の誘致を推進し、県の観光振興に資することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、交付の対象者、補助対象経費、交付の率及び限度額

| 対象事業 | 交付の対象者（事業実施主体） | 補助対象経費 | 交付の率 | 交付の限度額 |
|------------------------------------|--|---|------|--------|
| (1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業 | (1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) (1)の事業者により構成される団体等 | (1) 情報発信ツールの整備に要する経費（情報発信ツールは、パンフレット、ホームページ等自社の情報を発信するものとし、新規に整備する場合に限る。） | 2分の1 | 500千円 |
| | | (2) 施設整備に要する経費 (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) 感染防止対策環境整備に要する経費 (5) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費 | | |
| | | (6) 海外へのプロモーションに要する経費 | 2分の1 | 200千円 |
| (2) 輸出物品販売 | 民間事業者（中小企業基本法 | 店舗改装等の施設設備の整備に要す | 2分の1 | 500千円 |

| | | | | |
|---|--|--|--------|---------------------------------|
| 場（免税店）整備事業 | （昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に限る。以下同じ。）であつて、島根県内に事業所を有し、輸出物品販売許可を受けたもの又は受ける予定のもの | る経費 | | |
| (3) 県内の観光エリアへの公衆無線LAN整備事業 | 民間事業者により構成される組合等 | 公衆無線LAN整備に要する次の経費 ア 無線LANルーター等機器購入経費 イ 設置工事費 | 2分の1 | 事業実施主体当たり500千円 |
| (4) 公衆トイレの整備事業 | 市町村、観光協会、広域観光団体等 | 工事費（用地費、補償費及び事務費を除く。）、調査・設計委託費 | 3分の1以内 | 2,000千円 |
| (5) 主要な観光地であつて、施設等の整備の必要性が高く、知事が特に認める事業 | | | | ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りでない。 |

注1 対象事業(1)の補助対象経費については、次のとおりとする。

(6)の海外へのプロモーションに要する経費を申請する場合は、プロモーションに係る資料等が整備されていること。また、旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は訪問回数に50千円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

なお、プロモーションの対象とする地域は、知事が必要と認める地域とし、同一の事業実施主体による申請については、年度内の申請回数の上限は4回と、交付の限度額は合算して200千円とする。

2 対象事業(4)及び(5)は、補助対象経費が1,000千円以上の事業を対象とする。

3 同一の事業実施主体が複数の補助事業を行う場合の交付の限度額は、補助対象経費の各々の交付の限度額を超えない範囲内において、合算して500千円までとする。

島根県告示第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月6日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ出雲店 島根県出雲市渡橋町911番3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷 敏成 東京都港区浜松町二丁目3番1号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也 香川県高松市多肥上町1210番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年11月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,728平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
63台（建物北側）
27台（敷地東側隔地）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
24台（建物敷地北東側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
72平方メートル（建物南東側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
18立方メートル（建物内南東側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所（建物敷地北側）
1か所（隔地駐車場北側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午前9時まで
- 2 届出年月日
令和3年3月26日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市西浜佐陀町、古曾志町、西谷町、古志町、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、法吉町、西持田町、東持田町、下東川津町、上東川津町、西尾町、東津田町及び矢田町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和3年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

| 科 目 | 検 査 事 項 |
|---------|-------------------------|
| 視 力 | 視力及び視野の検査 |
| 聴 力 | 聴力の検査 |
| 運 動 能 力 | 歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査 |

(2) 知識試験

| 科 目 | 時 間 |
|--------------------------|-----|
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 | 90分 |
| 鳥獣の保護及び管理に関する知識 | |
| 猟具に関する知識 | |
| 鳥獣に関する知識 | |

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とす

る。

(3) 技能試験

| 免許の種類 | 試 験 事 項 |
|---------|---|
| 網猟免許 | 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| わな猟免許 | 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第1種銃猟免許 | 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第2種銃猟免許 | 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |

4 開催日時、場所等

| 月 日 | 時 間 | 試験を実施する免許の種類 | 所在地及び会場名 | 対象区域 |
|----------|----------|--------------------|---------------------------|------|
| 6月13日（日） | 午前9時～ | わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 出雲市大津町1139 出雲合同庁舎 | 県内全域 |
| 6月20日（日） | 午前9時～ | わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎 | 県内全域 |
| 6月23日（水） | 午前9時30分～ | わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎 | 県内全域 |
| 6月27日（日） | 午前9時～ | 網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 県内全域 |
| 7月4日（日） | 午前9時～ | わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎 | 県内全域 |
| 7月10日（土） | 午前9時～ | わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎 | 県内全域 |
| 7月18日（日） | 午前9時～ | 網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 松江市内中原町52 島根県職員会館 | 県内全域 |
| 7月30日（金） | 午前9時～ | わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟 | 大田市波根町970-1 島根県立農林大学校 | 県内全域 |

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

| | | |
|----------------------|-----------------|--------|
| 1 法第49条各号のいずれかに該当する者 | (1) 網猟免許又はわな猟免許 | 2,900円 |
| | (2) (1)以外の免許 | 3,900円 |
| 2 1以外の者 | (1) 網猟免許又はわな猟免許 | 3,900円 |
| | (2) (1)以外の免許 | 5,200円 |

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
（電話 0852-22-5160）

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、締切日までに必着とすること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸山達也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

| | |
|-----|---------|
| 科 目 | 検 査 事 項 |
|-----|---------|

| | |
|---------|-------------------------|
| 視 力 | 視力及び視野の検査 |
| 聴 力 | 聴力の検査 |
| 運 動 能 力 | 歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査 |

※健康診断書又は医師の診断書により狩猟に必要な適性を有することが認められる者については、検査を免除する。

3 講習科目及び実施形式

| 科 目 | 実 施 形 式 |
|------------------------------|--|
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項 | 講義形式の講習は行わず、配布資料による自宅学習とし、履修状況確認のためのチェックシートの提出をもって科目を履修したものとみなす。 |
| 鳥獣の保護及び管理に関する事項 | |
| 鳥獣の判別等に関する事項 | |
| 猟具の取扱い等に関する事項 | |

4 開催日時及び場所等

| 月 日 | 時 間 | 所在地及び会場名 | 対象区域 |
|----------|----------|----------------------------------|-----------------------|
| 6月7日(月) | 午前9時～ | 鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター | 津和野町 |
| 6月7日(月) | 午後1時30分～ | 鹿足郡津和野町枕瀬464-2 瀧元枕瀬公民館(プラサ枕瀬) | 津和野町(日原町) |
| 6月8日(火) | 午前9時～ | 益田市美都町都茂1803-1 益田市役所美都総合支所 | 益田市(美都町) |
| 6月8日(火) | 午後1時30分～ | 益田市匹見町匹見イ1260 益田市役所匹見総合支所 | 益田市(匹見町) |
| 6月9日(水) | 午前9時～ | 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎 | 益田市 |
| 6月11日(金) | 午前9時～ | 鹿足郡吉賀町柿木500-1 吉賀町ふれあい会館 | 吉賀町 |
| 6月17日(木) | 午前9時～ | 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎 | 益田市、津和野町、吉賀町 |
| 6月23日(水) | 午前9時～ | 出雲市大津町1139 出雲合同庁舎 | 出雲市 |
| 6月29日(火) | 午後1時30分～ | 雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎 | 雲南市(吉田町、掛合町)奥出雲町、飯南町 |
| 6月29日(火) | 午前9時～ | 大田市大田町大田口1111 大田市役所 | 大田市 |
| 6月30日(水) | 午前9時～ | 雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎 | 雲南市(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町) |
| 6月30日(水) | 午前9時～ | 邑智郡川本町川本265-3 川本合同庁舎 | 美郷町、川本町 |
| 7月1日(木) | 午前9時～ | 邑智郡川本町川本265-3 川本合同庁舎 | 邑南町 |
| 7月7日(水) | 午前9時～ | 松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎 | 松江市、安来市 |
| 7月13日(火) | 午前9時～ | 松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎 | 松江市、安来市 |

| | | | |
|----------|----------|--------------------------|--------------------|
| 7月14日(水) | 午前9時～ | 松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎 | 松江市、安来市 |
| 7月16日(金) | 午前9時～ | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 江津市、浜田市弥栄町 |
| 7月16日(金) | 午後1時30分～ | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 旧浜田市 |
| 7月19日(月) | 午前9時～ | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 江津市桜江町、浜田市旭町 |
| 7月19日(月) | 午後1時30分～ | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 浜田市(金城町、三隅町) |
| 7月21日(水) | 午前9時30分～ | 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎 | 隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村 |
| 8月27日(金) | 午前9時～ | 松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎 | 県内全域 |

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

なお、適性検査の免除を希望する場合は、必要な適性を確認した旨を記載した診断書又は同様の記載がある健康診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口へ提出すること。

イ 申請書の提出期限

ウの窓口へ備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。(当日消印有効)

ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年4月6日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 物品名、規格及び予定数量
灯油 J I S 1号 596キロリットル
内訳 島根県立中央病院 252キロリットル
島根県立こころの医療センター 344キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
朝日エナジー有限公司 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1
- 5 落札金額
灯油1キロリットル当たり 62,490円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和3年2月5日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第39号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規

則」という。) 附則第9条の規定により告示する。

令和3年4月6日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備((2)において「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの(以下「旧2級検定」という。)に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備((4)において「常駐警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備((6)において「交通誘導警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備((8)において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの((1)に掲げる者を除く。)

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和3年5月14日(金) 午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和3年4月19日（月）から同月23日（金）までの間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(7) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(8) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(7) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(7) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(7) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(7) 住所地を管轄する警察署

(4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。